



発行所 福井県大野郡 和泉村 下穴馬 912-02 中電 912-03

(昭和45年2月1日現在)

Table with population statistics: 村の人口 (1人), 出生 (11人), 死亡 (24人), 転入 (2,516人), 転出 (1,306人), 世帯数 (1,210), 世帯当り (680).

村の面積 332.26平方km

今月の目標 一、外出は、なだれ、落石等に注意し、また、春は火災の多い季節、火の始末には充分注意し、三、子供の川辺での遊びはやめさせよう。

生活目標 一、時間を守ること 二、集合の始まる時間と終る時間を守る 三、体力を知ること 四、自分の体力を知り、体力に合う生活を 五、村をきれいにすること 六、村をきれいにすること 七、村をきれいにすること

『振興山村』の地域指定さる

経営近代化施設、生産基盤整備等

総事業費 三、三〇〇万円 (四ヶ年継続事業)

- 山村における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して、低位にあること... 全国の山村の間で問題視し論議され、政府や国会に対し山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の実施... 山村の経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差が是正されるような「山村」の特殊な諸問題解決策の立法措置... 置が講ぜられるようにと、長い間関係者による運動が続けられてきた。

この運動の先鞭を附けたのが、全国奥地山村振興連盟という組織で、この組織に和泉村が加盟したのは、電源開発問題がようやく騒然と始めた昭和三十三年末のことであり、当時この連盟は全国的組織としては非常に小さなもので、余り大きく期待できるような状態ではなかった。

しかしながら、その後類似した町村が叫合され、加盟団体も増加し全国的組織として大きな力を發揮するようになった。この間幾多の、ウヨ曲折を経ながらも、当初の目的である運動が関係者によつて続けられたのであるが、その努力がようやく実り、昭和四十一年に「山村振興法」が成立し公布されるに至つた。

は、その町村の総面積に対し山野面積の占める比率が七十五パーセント以上の町村が、旧町村単位で申請によつて「振興山村」として指定されることになり、本村は、四十四年十二月二十七日附総理府告示によつて「振興山村」として地域指定された。

開発事業及び一般公共事業等、山村の振興のために必要な事業の実施に關し、国の負担又は補助に關する条件の改善、事業費財源の確保に優遇措置が講ぜられることになつています。このうち特別開発事業については農林漁家数、耕地面積や林野面積によつて計算された点数によつて、事業費が算出されることになつており、本村の場合総点数二、六二五点で事業費三千二百八十一万三千円となり、この事業費を四十五年より二、三、三、二の割合によつて四ヶ年間に消化することになります。

現在計画されている事業は、生産基盤整備で集団桑園転換造成、圃場整備農道の新設改良、経営近代化施設では種苗供給施設及び壮蚕共同施設等であり、これだけによつて生活環境がよくなり、地域格差が是正されるというものでありませんが、この地域指定によつて特別開発事業の他に国道や村道の改良等一般公共事業が促進されるであろう効果を期待できます。

県立自然公園指定等

昭和四十五年度村観光事業

去る二月六日、和泉村観光開発審議会(四十四年十二月発足)は、今年村の行なう観光事業について検討を加えた結果、次の各事業を採択することにし、予算の裏付けが出来次第逐次実施することにした。その主なものは次のとおりである。

先づ民俗館(これが正しい呼び名)前に、憩の場として石庭を築き、村民を始め、訪れる観光客に、田園の優雅なやすらぎを味はせ、同時に館内を公開して、見る人々の心に、ふるさとのなつかしさを甦らせてもらうことを願つてゐる。更に観光基盤の育成として昨年来の懸案であつた、朝日を含めたダム周辺一帯を県立自然公園に指定してもらい、一段と観光和泉に生彩を添えるべく、関係者の了解を求め、早急にその実現に努力する。又、日本桜の会から桜苗五〇〇〇本を受け、朝日周辺を中心に植樹して成育の暁は、この一帯を桜の花園としたい。一方これと並行してダム周辺には別途一萬本の桜を植へ(これは数年計画)湖面に映える桜花の水郷を心ゆくまで鑑賞してもらうことにしている。

又、小行事ではあるが昨秋行はれた観光写真コンテストが、非常に好評を得、同時に優秀な作品が数多く寄せられて、九頭龍ダムの明美さを見直す名作も生れたので、本年は春の新緑、夏の湖映を主題にした風景写真のコンテストを行ない、かくれた景勝地の開発に努めたい(昨秋の写真は三月一日から十日まで役場二階で展示します)この外、公共駐車場、各種宣伝等、個々に属さない観光の基本的事業を手がけることにしたが、何れもその成果は単年度で見られるというものではなく、幾年か後の観光和泉に大きい期待をかけての布石と見るべきであろう。

県立公園の指定に 御協力を

和泉村一帯を県立公園に指定してもらおうと、県当局にお願いしています。正しくは「奥越高原県立自然公園」ということになると思ふのですが、観光立村を目指す当村としては是非、この指定を受けることが必要でありまして、これが決定しますと公園事業として県単位で或る程度の施設を行つてくれるわけですが一方自然保護に多少の制約が加えられると思ふので、この点村民の皆様には充分な御協力をお願いしたいと思います。何れ詳しくなり次第関係方面にお願ひするつもりでございます。

昨秋のコンテスト 写真の展示

昨秋十月行いました観光写真コンテストの作品が多数出品され、夫々審査入賞が決定したことは既報のとおりであります。出品作品が秀作揃いなので三月一日から十日まで役場の階上に展示しますから、お出かけのときでも一度御覧下さい。

住民税の申告は 三月十五日まで

去る二月六日、和泉村観光開発審議会(四十四年十二月発足)は、今年村の行なう観光事業について検討を加えた結果、次の各事業を採択することにし、予算の裏付けが出来次第逐次実施することにした。その主なものは次のとおりである。

役場の窓

『村長を囲んで』座談会

朝日地区婦人会

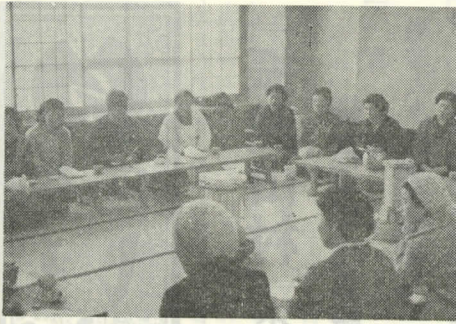
去る一月十八日、朝日地区婦人学級が開講されて以来、毎週日曜日の午後を学級活動に利用している。二月七日は「村長を囲んで」の座談会が行なわれ、出席者も多く、活発な話し合がなされた。始めに村長さんから、昨年度の経過と本年度の計画（鉄道、道路、スキー場、夕越隧道、観光開発等）について細かい説明があり、座談会に移った。

主な話しの内容は次の通り

一、公民館の早期建設について 補助金等の関係もあり、二、三年末になると思うが、それまでの間、電発の建物を改築するから利用してほしい。

二、スキー場建設について

これは是非実現したいが、用地の都合でのびていたが、今年は一、三の



◇ 三月三日は耳の日 耳を清潔にし 保護しよう

場所が出来そうだから協力してほしい。

一、ゴミの焼却について

現在の焼却機を利用して貰い、燃えないものは一ヶ所に集めて処理したい。

一、後野道路危険に伴う複式学級について

自然現象による災害で、あまりにも危険が伴うため、村道でも付けて応救対策を考えている。

一、低年令向プールについて

必要なものなら研究して用地さえあればつくりまします。

お尋ねに答えて

【お尋ね】

九頭電ダムの周辺で、土地を借りて観光事業をしたい、土地はどのようにして借りたらよいか。

【お答え】

九頭電ダム周辺の土地は、その所有者が、電発や建設省の場合と、その他の場合とがあります。後の、その他の場合は、直接その所有者と貸借契約をむすんで下さい。前の電発や、建設省が所有、或は管理している土地の場合は、村を対象にしか貸地をしませんので、以下この場合のようにして借りるかについて説明します。

土地の使用希望者は、先づ役場へ自分の希望する場所の使用申込をして下さい。すると村ではそれに基づいて、電発又は建設省へ借用申込をします。両所では、夫々自分の本来の機能を果たすのに差支えないかどうかを検討して、差支えなければ、一定の条件をつけて村へ貸すことになり、村はその条件で申込のあった方に使わせて頂く、という順序になります。

順序を言えば以上のとおりですが、実際は右のような手続によつて今迄に村へ申込まれていた土地について全部借用申込を先方へ出してありますが、まだ（少くもこの原稿を書いている日までは）一ヶ所も許可になつた土地はありません。やがて許可あるものと思つていませぬ。

この事実から、役場へ申込みされるとすぐ、すべてが決まるものではない、ということがお解りかと思ひます。即ち、その希望地が確実に借用できるかどうか、いつ頃それがきまるか、などは、電発や建設省で決定して頂くことですから、役場では、その場で何の返事をする事が出来ません。このことは今迄に既に申込みされているものについても同じです。村は早く決めてもらうよう、幾度となく頼みに行つていますが、このとおり決つていません。それで今後「この土地は村で借りてあるから使用希望者は役場へ申出て下さい」と公告して使つて頂く形で便宜を図ることは恐らく困難と思ひます。

貴殿も使用希望地があるのでしたら、すぐにも、役場へ申込をしておいて結果を待つて下さい。申込の用紙は役場に作つてあります。

以上を以てお答えとします。尚、念のためですが、いま使つていられる箱ヶ瀬橋の村営駐車場付近や、ドライブイン白馬洞の用地は、村有地ですから、最初に述べた後の場合、になりません。

あなたを守る 一日一元 交通災害共済

加入の切りかえは三月一日から

昭和四十四年度の交通災害共済の共済期間の満了日（三月三十一日）が近くなり昭和四十五年度の加入の切替え時期となりました。村内で発生した昨年の交通事故は十三件で十二名の死傷者がでており他人事ではありません。当村の加入状況は一月末現在で七十七名の人口の約三〇パーセントであり、県下でも非常に低い加入率です。

●加入できる人

村内に住み住民基本台帳に登録されている人なら誰でも加入できます。

●掛金

引揚者特別交付金支給に関する事務を四十二年十月一日から受付けており、四十五年一月現在で五十四件交付五十五件が認定になっております。この特別交付金の請求期限が四十五年三月三十一日までで期限後は当然請求する権利を失うものであります。

●加入申込の手続

一人年三六五円（四月一日以降の途中であつても三六五円です） ●共済期間 四月一日から翌年三月三十一日まで の一年間（四月一日以降の加入者は加入受付日の翌日から三月三十一日まで）

●加入申込の手続

区長（班長）さんより配布される申込書に掛金（一人三六五円）を添えて各区長（班長）さん、または役場（住民課）まで申込んで下さい。

引揚者特別交付金 失権防止について

引揚者特別交付金支給に関する事務を四十二年十月一日から受付けており、四十五年一月現在で五十四件交付五十五件が認定になっております。この特別交付金の請求期限が四十五年三月三十一日までで期限後は当然請求する権利を失うものであります。

県外の方でも現在和泉村に住居している方は役場窓口で請求書を出して下さい。窓口機関が請求書を期限内に受けたときは、不備、不完備で後日補正を要する請求書であつても有効期限内に適正に提出されたものとして認められますので本年三月三十一日まで請求書を出して下さい。

『なだれ』に注意

三月十五日（第三日曜日）は「家庭の日」

今冬の断続的な降雪は、現在のところ一応小康状態を保つていますが、奥越地方では、既に相当量の積雪となつており、今後の状況によつて重大な影響を及ぼすことも考えられ、また、気温の上昇にもなると「なだれ」の多発が予想されるので特に自動車を使用する方は充分注意して下さい。

注意事項

一、人も車も頭上に注意して下さい。 一、通行止掲示の時は通行しない事。 一、冬山は一人で行かないこと。

家庭の日

三月十五日（第三日曜日）は「家庭の日」 // こどもの成長を祝い みんなの夢を育てよう //

総務課

才十二回

奥越スキー選手権大会開かる

村長杯は 木下秀樹君へ

第十二回奥越スキー選手権大会は、二月十五日午前十時から下山岡畑スキー場において、選手、役員等ら多数参加し、にぎやかに開催された。

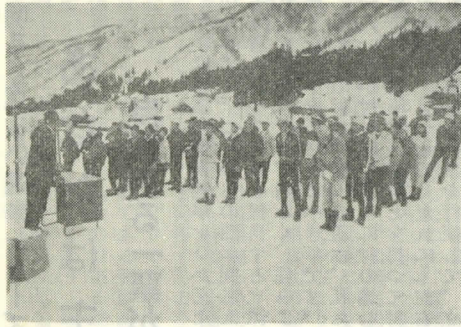
当日は早朝、時々小雪をまじえた曇り空であつたが、しだいに晴れ、ますますのスキー日よりであつた。まず開

会宣言がなされ、優勝杯返還、選手宣誓に引続いて、成年大回転を皮切りに八種目の優勝杯をかけてその覇を争つた。又、下山婦人会による熱い、ぜんざいや、お茶のサービスがあり、選手役員など「冷えたからだがあたたまる」と大喜びだつた。ここに本紙を通じ

地元の皆さんに厚くお礼申し上げます。各種目別の成績は次の通りである。

村長杯〔成年総会（大回転、回転）〕

優勝 木下秀樹 二位 鷲見洋一 三位 松田国夫



議長杯〔壮年総合（大回転、回転）〕

優勝 谷三好 二位 土谷森松 三位 新屋喜久男

中電鉱業所長杯（一般女子回転）

優勝 山出悦子 二位 井南幸子 三位 田中サチヨ

教育委員長杯（中学以下回転）

優勝 新屋隆典 二位 菅原良三 三位 末永巖

福井新聞社長杯（中学距離）

優勝 村下義美 二位 西信男 三位 菅原良三

体育協会会長杯（一般距離）該当なし

社会開発と産業開発

今後の村づくりによせて

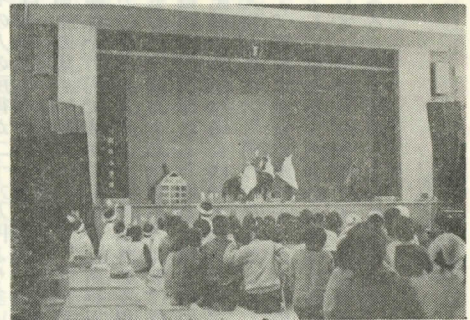
村のつとめは、住民の身近かであつて、日常生活における役務を提供し、住民の総力を結集して、住みよい、豊かな地域社会をつくることとされている。これは、言葉をかえていえば、産業開発と社会開発の施策の運用の妙により実現されることである。

産業開発については、今さら言葉を使わないが、その内容は、施設と非施設に対するものによつて実現される。社会開発についても同様である。住民の生活に関連する公共施設の整備を対象とするものと、それ以外の住民の日常生活における生活水準向上をはかるものがあり、非施設の対象となるものには、社会福祉の面で社会福祉団体に付する指導助成、国民健康保険の給付率の改定等がある。保健衛生の面においては、伝染病、寄生虫、地方病の

予防、そ族、昆虫駆除、結核予防、じんあい、し尿処理、その他清掃事務の拡充、公害対策等がある。教育文化の面で、青少年教育、婦人教育等、その他、社会教育の推進、青年学級、その他職業教育の推進、スポーツ振興等の保健体育対策の強化奨学資金の給付、その他育英対策、文化財保護、社会教育関係団体に対する指導助成、その他これら団体の育成等がある。

市町村は、この社会開発と産業開発を、住民の総意にもとづいて、いづれに重点を置くか、或は、平行して実施するのかが、変貌する地域社会の住民の与論対応して、市町村長が、施策の面で決定していくのであるが、今日住民は、生活の需要を、自己の市町村内の施設によつて充たすだけでなく、その日常生活圏内の他の市町村の施設によつても充足している。将来この傾向は益々甚くなるものであることが考えられる。和泉村においても、次代を担う青少年が希望を持ち、故郷に定着しようとする、魅力ある地域社会の建設のためには、産業の振興ないし集落の整備等の必要性も当然なることながら、和泉村民の生活圏内に青少年の生活上の需要、およびビジョンを充足し得るような都市的集積があることが、不可欠の要件であり、かかる意味における社会開発の役割は、将来非常に大きいものが期待される。

社会教育委員長



学習発表会催さる

朝日小学校

朝日小学校では、去る二月八日午後一時から同校PTA教養部の計画により学習発表会が催された。日頃、練習を積み重ねた劇、踊り、合奏など我が子の発表を見ようと多数の父兄が詰めかけ、笑いと拍手のうちに発表会を終えた。又、この発表会の休憩を利用して、熊野神社氏子若衆によつて、昇竜大鼓、同早打、青葉太鼓等が披露されるなどなごやかな一日であつた。

ガニコオヤジ



やよいい（三月）



長い冬も漸く終りを迎え、除雪のブルドーザの音もどえて日一日と春のおとずれを感じるようになって来た。

三月から村の村会を皮切りに、農協、森林組合、商工会、漁業組合等各種団体が総会を開いて、新しい事業計画を立て一年間の事業執行の第一歩を踏み出すときで、それぞれ今年こそと希望をもつた実行計画が発表されることであろう。

村議会でも何時も取り上げられている問題で過疎対策が村全体を通じ、又村内一部特種地区について大きな問題となり村の将来に不安をなげかけている。又、新しい時代に即応して、平坦部の農協等でも経営の合理化をめざして大形合併をして大同団結の力を増やして、まがり角といわれる時代に対処しようとしている。ことに本年当り、米の生産調整問題も起きて中々大変であるうと思われる。

我が和泉村でも過疎によるそれらの団体の構成員である組合員の少なくなって行くことはその団体の発展を左右することに成つて来る。経営の合理化、運営方法の転換等色々対策は充分御考へのことと思うが村の過疎対策と平行して年度当初に将来を想定して今一度考へて見る必要がなからうか。団体の合併等は出来ない相談かも知れないが、組合員たる構成員が同じであることから考へ、村と各団体と相寄つて不離一体の体形を保ち担当部門を専門的に持つ様な歩み方を考へ相互援助を行つて村民であり組合員である我が和泉村の住みよい土地作りを考へる村の発展団体の発展住民の幸を考へて行く方法がないだろうか。

三月二十五日は 電気記念日

# あなたは今、主権者

## 自覚ある一票が村の方向を決める

① 今年村議会議員選挙をひかえた大切な年です。これからの四年間私たちは主権者に代つて村政を担当する立派な代表を議会に送り、明るく、住みよい郷土をより発展させるべき年です。

一人一人が村を愛し、常に村の進むべき方向に積極性と理解とを持って村政を見守り、且つ正しくだれにも左右されない自覚ある一票を行使して、立派な代表を選ぶことが大切です。私たちの一票が七十年代の村勢を左右します。今月号より五回にわたり、主権者のみなさんと「選挙のあれこれ」について考えて見たいと思います。正しく自覚ある一票を行使する為には選挙人名簿に登録されていなければなりません。今回は、すでに新聞、テレビ等を通じて承知の通り選挙人名簿制度の改正について、ふれて見たいと思います。

### 一、選挙人名簿制度の改正

今回の選挙人名簿制度の改正は、選挙人名簿の登録を、住民基本台帳の記録に基づいて、職権で行なうこととされ、登録の時期についても、改正前は毎年三月、六月、九月および十二月の年四回定時登録制をとっていたが、今後は毎年一回、九月に定時登録を行なうほか、選挙が行なわれるつど、選挙時登録を行なうこととされました。

### 二、被登録資格

選挙人名簿の登録は、和泉村内に住所を有する年令満二十年以上の日

本国民で、その者の住民票が和泉村において作成された日(他の市町村から和泉村に住所を移した者で、住民基本台帳法の規定による転入居をした者については、届出の日)から引き続き三ヶ月以上和泉村の住民票に登録されている者について行なわれることになりました。

【注】これを改正前の登録要件に比較して見ますと  
(1) 住民基本台帳に登録されている者でなければ選挙人名簿に登録されないこと。  
(2) 三ヶ月の住所要件は、現実の住所についてはなく住民基本台帳に登録されている期間をもつて計算されること。

### 三、登録の時期

(1) 定時登録  
定時登録は、毎年九月一日現在にあり、登録される資格を有する者を同月十日に登録し、九月十一日から、十五日までの五日間縦覧されることとされたこと。

【注】選挙人名簿の登録の手続きは従来は、年四回定時に登録すべき者の決定を行ない、決定された者を縦覧に供し、異議の申出を経て登録の続きが行なわれたが、今回の改正では登録を行つた後に縦覧に供することとされたこと。

(2) 選挙時登録  
選挙時登録は九月十日に行なう定時登録のほかに選挙を行なうた日に選挙を行なう選挙管理委員会が

定める基準日により、選挙人名簿の登録を行なうこととされたこと

### 四、抹消

選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、名簿から抹消されます。  
(1) 死亡又は、日本の国籍を失つた者。  
(2) 他の市町村に転出した日後四ヶ月を経過するに至つた者。  
(3) 登録すべき者でない者が登録されていることを知つたとき。



### 税のお話

今月は所得から控除される金額についてお話をいたします。基礎控除と言つて一律に十二万円づつ控除されることになつて居りますが此の外に申告により控除されるものに、雑損控除、医療費控除、小規模企業共済掛金、生命保険料、障害者、高齢者、寡婦、勤労学生、配偶者、扶養者、専従者等の各控除があります。雑損控除とは、住

宅、家財、衣類、現金等の資産が火災その他の災害や盗難等により損害を受けた金額から保険等で補てんされる金額を差引いた残りの損害額が各所得の合計額の一〇%を超える金額が雑損控除の金額です。医療費控除も医療費の総額から保険等で補てんされた金額を差引いた残りの金額が各所得の合計額の五%を超える金額で最高十五万円を限度とします。社会保険料と言ふのは健康保険、国民健康保険、失業保険、厚生年金、国民年金等の保険料、各共済組合の掛金等その全額が控除されます。小規模企業共済掛金も全額控除であります。生命保険料は一万五千円までは全額、それ以上三万五千円までは保険料の二分の一に七千五百円を加えた金額、三万五千円を超える場合は二万五千円を限度として控除されます。障害者、高齢者、寡婦等は七万円づつ控除がありますが所得が三十万円を超える場合は対象になりません。勤労学生にも七万円の控除がありますが、その人の所得が二十六万円より多いか自己の勤労によらない所得が十万円を超える場合は除外されます。配偶者控除は十万円ですが給与だけの所得が十万円を超える人とか給与以外の所得が五万円を超える人は対象外です。扶養控除は配偶者のある場合は六万円づつ配偶者のない場合は一人は八万円、二人目からは六万円づつ控除があります。事業専従者控除は十五万円を限度として事業所得の合計を専従者数で除して一を加えた金額です。税法改正があると若干変更することもあります。



### 人のうごき

【婚姻】  
上大納 日谷 照子  
上大納 沢 清一  
上大納 平地 幸子  
熊本県上益城支部町 古庄 義之  
【死亡】  
板倉 坪 仁作(72才)  
【出生】  
朝日 平田勝 文夫(長男)

### 三月三日は、耳の日

三月三日は耳の日です。この機会に耳や言葉の重要性について認識を新たにしたいものです。私たちが毎日生活していく上には、五感、いわゆる視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚といった感覚機能が相互に補い合つてその思考行動が秩序づけられています。したがつて、聴覚が障害を受けると意思の交換に円滑を欠くばかりでなく、テレビ、ラジオ等を楽しむこともできず、ましてや交通災害、労働災害あるいは公害といった各種の災害から身を守ることもできません。幼児では、言語発生機能にも大きな影響をあたえ、種々のハンディをひきおこすこととなります。総理府広報室編

### あとかぎ

今年こそはと何か心に秘められて迎えられました。一九七〇年も二月が過ぎ去りました。皆さんのお気持は如何がでしょうか。広報いずみの委員も七〇年代に相応すべく皆さんに親しまれて読んで戴く様努力したいと思つておりますので建設的御投稿を心からお待ちしております。